

# 直接請求制度とは

- 直接請求とは、間接民主制を補完する仕組みとして、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の一定数以上の連署（署名）を集めることで、その代表者から一定事項を請求することができる制度です。
- 直接請求の主な種類、必要な署名数、請求先は以下の表のとおりです。

種類		必要な署名数	請求先
条例の制定・改廃の請求		選挙権を有する者の50分の1以上	長
事務の監査請求			監査委員
議会の解散請求		選挙権を有する者の3分の1以上 (議員の解職請求の場合、選挙区があるときは、所属する選挙区を単位として計算する。)  (※) 選挙権を有する者が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。	選挙管理委員会
解職請求	議員		選挙管理委員会
	長		
	主要な公務員 (副知事、副市町村長、選挙管理委員等)	長	